

船舶事故等調査報告書

平成23年4月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010広第122号	
事故等種類	同乗者負傷	
発生日時	平成22年7月17日（土） 12時30分ごろ	
発生場所	広島県尾道市加島東方沖 加島東岸から100m沖付近 （概位 不明）	
事故等調査の経過	平成22年8月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	水上オートバイ ウルトラ、0.1トン	
船舶番号、船舶所有者等	250-52825広島、個人所有	
乗組員等に関する情報	船長、特殊小型船舶操縦士 同乗者	
死傷者等	負傷 1人（同乗者）	
損傷	なし	
事故等の経過	本船は、船長及び同乗者が乗船し、加島東方約100m沖を時速約80kmで遊走中、平成22年7月17日12時30分ごろ、同乗者が後部座席から落水して負傷した。	
気象・海象	気象：天気 晴れ、風力 1、風向 南、視界 良好 海象：波高 ほとんどなし	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、加島東方沖を時速約80kmで遊走中、同乗者が、後部座席から落水し、身体が船体に当たって負傷したものと考えられる。 本船は、直進中であり、旋回や跳躍による船体の動揺はなかったものと考えられる。 同乗者が落水した状況については、船長及び同乗者から情報が十分に得られなかったため、明らかにすることはできなかった。
原因	本事故は、本船が加島東方沖を時速約80kmで遊走中、同乗者が、後部座席から落水したため、身体が船体に当たったことにより発生したものと考えられる。	